

## 別府市資源活用事業チャレンジ補助金交付要綱

制定 令和 3 年 6 月 1 1 日  
別府市告示 3 6 2 号  
改正 令和 4 年 5 月 3 1 日  
別府市告示第 2 8 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域産業の振興を図るため、本市の資源を活用し新事業にチャレンジする者に対し、予算の定めるところにより別府市資源活用事業チャレンジ補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、別府市補助金等交付規則（平成 2 年別府市規則第 5 0 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次に掲げる行為をいう。

- ア 事業を営んでない個人が所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 条）第 2 2 9 条に規定する開業の届出をして、新たに事業を開始すること。
- イ 事業を営んでない個人が新たに法人を設立し、当該新たに設立された法人が事業を開始すること。

(2) 事業所等 事務所、店舗、工場その他事業の用に供する拠点をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業で、本市における資源を活かし、並びに地域産業への貢献及び効果があり、かつ、当該事業の計画に妥当性、継続性及び成長性が期待できるものとする。

(1) 事業が属する総務省が定める日本標準産業分類に基づく中分類、小分類又は細分類の産業を変更することなく、新たな製品を製造し、又は新たな商品若しくはサービスを提供する事業

- (2) 新たな総務省が定める日本標準産業分類に基づく中分類、小分類又は細分類の産業に属する事業を開始し、新たな製品を製造し、又は新たな商品若しくはサービスを提供する事業
- (3) 第7条に規定する申請の日（以下「申請日」という。）が属する年度の4月1日以降に創業した者が行う事業
- (4) 市長が指定する、又は認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 過去に補助金又は別府市新事業チャレンジ支援補助金の交付を受けた事業
- (2) 過去に国又は他の地方公共団体から金銭による補助を受けた事業
- (3) 第5条に規定する補助対象経費の最終支払日が第9条の規定による補助金の交付決定の前日である事業  
(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に住所及び事業所等を有すること（申請日の属する年度の1月31日までに市内に住所及び事業所等を設置する場合を含む。）。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 申請日から申請日の属する年度の1月31日までの期間における事業費の総額（以下「総事業費額」という。）の1割に相当する額の自己資金を有すること。
- (4) 許認可等を必要とする事業にあっては、当該事業について必要な許認可等を受けていること。
- (5) 前条第1項第3号に掲げる事業については、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項の規定により認定を受けた別府市創業支援等事業計画に記載されているもののうち、同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による創業相談又は経営指導を受けていること。
- (6) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 仮設又は臨時の店舗その他その設置が恒常的でない店舗で事業を行う者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による許可又は届出を要する事業を行う者
- (3) 暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）
- (4) その他市長が適当でないと認める者  
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する次に掲げる経費で申請日から申請日が属する年度の1月31日までに支払ったもの（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- (1) 原材料費
- (2) 設備費
- (3) 販路開拓費
- (4) 開発外注費
- (5) 賃借料
- (6) 技術指導に係る委託費又は謝礼金
- (7) 産業財産権の譲受け又は取得に要する経費  
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算に定める範囲内で、補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額以内とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 第3条第1項第1号に掲げる事業 100万円
- (2) 第3条第1項第2号から第4号までに掲げる事業 500万円

2 前項の補助対象経費の合計額を算出する場合において、次の各号に掲げる補助対象経費は、当該各号に掲げる額を上限とする。

- (1) 販路開拓費 総事業費額から消費税及び地方消費税の額を控除して得た額に5分の1を乗じて得た額
- (2) 開発外注費 総事業費額から消費税及び地方消費税の額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別府市資源活用事業チャレンジ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、添付することができないやむを得ない理由があると認める書類については、添付を省略させることができる。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (3) 住民票の写し（個人の場合に限る。）
- (4) 決算書（法人の場合に限る。）
- (5) 確定申告書の控え（個人の場合に限る。）
- (6) 市税納税証明書（法人にあっては、当該法人のもの）
- (7) 自己資金の額が証明できる預金通帳、残高証明書等
- (8) 許認可証の写し（許認可を必要とする業種に限る。）
- (9) 誓約書（様式第3号）
- (10) 見積書の写し
- (11) 履歴書（第3条第1項第3号に掲げる事業に限る。法人にあっては、当該法人の代表者のもの）
- (12) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による市長の証明を受けたことが分かる書類（第3条第1項第3号に掲げる事業に限る。）
- (13) その他市長が必要と認める書類

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条に規定する申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、第7条に規定する申請があったときは、別に定める審査会において審査を行い、その審査結果を踏まえ、補助金の交付の適否を決定し、別府市資源活用事業チャレンジ補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という）は、第7条に規定する申請の内容を変更し、又は補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）を中止し、若しくは廃止しようとするときは、別府市資源活用事業チャレンジ補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に同条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付し、市長に提出しなければならない。ただし、第7条第1号に掲げる書類の軽微な変更で補助金の額に影響を及ぼさないものについては、この限りでない。

(変更等の承認の決定)

第11条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、変更等の承認の適否を決定し、別府市資源活用事業チャレンジ補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、申請日の属する年度の2月末日又は補助対象経費の最終支払日から起算して30日が経過する日のいずれか早い日までに別府市資源活用事業チャレンジ補助金実績報告書（様式第7号）に次掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の明細表及び補助対象経費の支払を証明する書類
- (2) 設備等を設置した後の事業所等の写真
- (3) 第7条に規定する申請において同条ただし書の規定により省略した書類

(4) 第7条に規定する申請の際に市内に住所を有していなかった場合にあっては、登記事項証明書又は住民票の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告の期限が別府市の休日を定める条例（平成元年別府市条例第18号）第1条第1項に規定する市の休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、その日後で最も近い休日でない日を期限とする。

（補助金の額の確定通知）

第13条 市長は、前条第1項に規定する実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別府市資源活用事業チャレンジ補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第14条 補助金の交付請求をしようとする補助事業者は、別府市資源活用事業チャレンジ補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（報告書及び決算書の提出）

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する事業年度から起算して3年間、毎事業年度の報告書及び決算書を当該事業年度の終了後3月以内に市長に提出しなければならない。

（財産の管理及び処分）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等について、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した日から5年間は、補助事業により新設又は増設した設備等を処分してはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（補助金の交付を受けた者の努力義務）

第17条 補助金の交付を受けた補助事業者は、当該補助事業者が設置する事業所等において従業員が2年間以上の雇用の確保に努めるとともに、当該従業員が有期雇用契約である場合又はパートタイム雇用である場合

は、期間の定めのない正規雇用に移行するよう努めなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、すでに補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) この要綱の規定により市長に提出した書類に誤りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の施行について不正の行為があったとき。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月14日から施行する。

附 則 (令和4年5月31日別府市告示第281号)

この要綱は、告示の日から施行する。